

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(削除)</p>	<p><u>1. 趣旨</u> <u>持続可能な建設産業を構築するためには、建設産業従事者の就労環境を改善することが重要であり、中でも建設現場における休日確保への取組が、若手技術者をはじめとする担い手の確保と育成を進める上で課題となっている。</u> <u>このため、本要領は、営繕系工事における「週休2日」の実現に向け、現場における現状の課題を把握するために試行する「週休2日モデル工事」の実施方法等を定めたものである。</u></p>
<p>1. 目的 本要領は、営繕系工事における「週休2日」の取組に必要な事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>3. 対象工事 山口県土木建築部建築指導課及び住宅課が「週休2日工事（発注者指定型）の対象工事」として発注する営繕系工事に適用する。</p>	<p>3. 対象工事 山口県が「週休2日<u>モデル</u>工事（発注者指定型<u>又は受注者希望型</u>）の<u>試行</u>対象工事」として発注する営繕系工事に適用する。</p>
<p>4. 発注方式 発注者指定型方式（発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式）を基本とする。</p>	<p>4. 発注方式 <u>次のいずれかによる方式を基本とする。</u> <u>なお、発注者は、一つの工事現場で複数の工事を分離発注する場合は、原則として、全ての工事について同一の方式を選択する。</u> <u>(1) 発注者指定型</u> <u>発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式</u> <u>(2) 受注者希望型</u> <u>受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式</u></p>
<p>5. 積算方法等 週休2日工事において、以下の現場閉所（現場休息）の状況に応じた補</p>	<p>5. 積算方法等 <u>建設業全体で週休2日の取組が進むためには、各企業の施工体制等に</u></p>

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>正係数等により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる、複合単価、市場単価、補正市場単価、物価資料の掲載価格の労務費）を補正する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>6. 補正方法 (1) 複合単価の補正方法 以下の①から③までの現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により複合単価の労務費を補正する。 なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。 <u>ただし、山口県土木建築部建築指導課及び住宅課が調査した「材工共の単価」については補正しない。</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>7. 実施方法等 (1) 発注方法 発注者は、工事の発注にあたって、現場説明書（鑑）に「週休2日工事（発注者指定型）の対象工事」である旨を明示する。 (2) 適正な工期の確保 「山口県営繕系工事における適切な工期設定の考え方」に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう分離発注工事の施工期間を確保する等、適</p>	<p><u>じた取組が可能となる環境の構築が必要となる。このため、最終的には4週8休以上の現場閉所（現場休息）による週休2日の取得を目指しつつも、週休2日の取得に取り組む企業を拡大するため、各企業の施工体制等の実情を踏まえ、4週6休以上の現場閉所（現場休息）について、状況に応じた補正係数を設定することにより、建設現場の週休2日の実現に取り組むこととする。</u></p> <p>週休2日モデル工事において、以下の現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数等により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる、複合単価、市場単価、補正市場単価、物価資料の掲載価格の労務費）を補正する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>6. 補正方法 (1) 複合単価の補正方法 以下の①から③までの現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により複合単価の労務費を補正する。 なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>7. 実施方法等 (1) 発注方法 発注者は、<u>モデル</u>工事の発注にあたって、現場説明書（鑑）に「週休2日<u>モデル</u>工事（発注者指定型<u>又は受注者希望型</u>）の<u>試行</u>対象工事」である旨を明示する。 (2) 適正な工期の確保 「山口県営繕系工事における適切な工期設定の考え方」に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう分離発注工事の施工期間を確保する等、適</p>

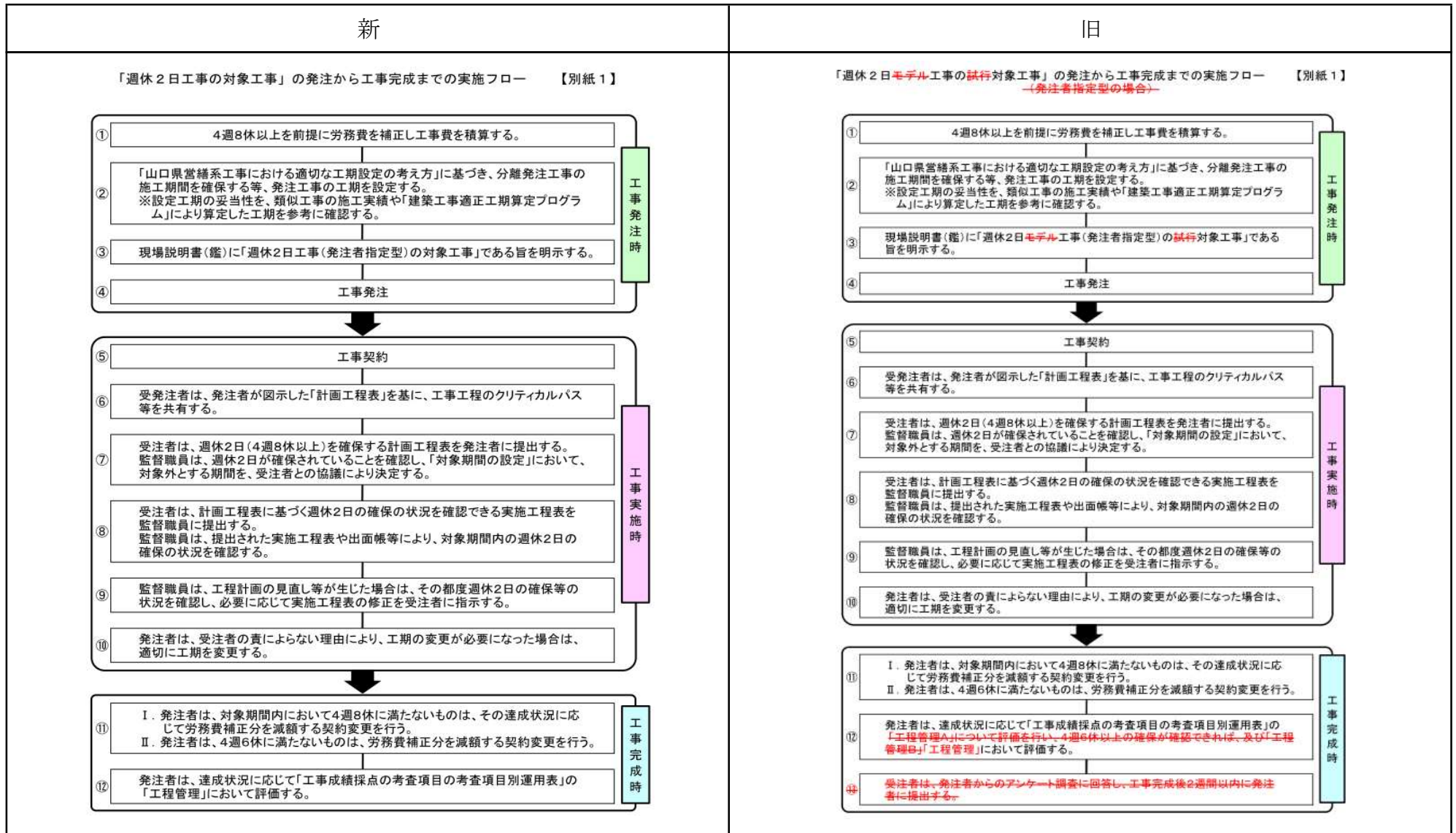
新 旧 対 照 表

新	旧
<p>正な工期を設定する。 特に新営工事は、設定工期の妥当性を、類似工事の施工実績や（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」により算定した工期を参考に確認する。</p> <p>(3) 実施方法【別紙1参照】</p> <p>ア. 契約後、発注者が図示した「計画工程表」を基に、受発注者間で、工事工程のクリティカルパス等を共有する。</p> <p>イ. 発注者は、工程の変更理由が次の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。</p> <p>① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合</p> <p>② 著しい悪天候により不稼働日が多く発生した場合</p> <p>③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合</p> <p>④ 資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合</p> <p>⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合</p> <p>ウ. 受注者の積極的な工程管理等により、余裕をもって工事を完成した場合において、工期の短縮変更は行わない。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(5) 工事成績評定 発注者は、対象期間内の現場閉所（現場休息）の達成状況に応じ、「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（公共建築工事）」の「工程管理」において評価を行う。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>	<p>正な工期を設定する。 特に新営工事は、設定工期の妥当性を、類似工事の施工実績や（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」により算定した工期を参考に確認する。</p> <p>(3) 実施方法【別紙1参照】</p> <p>ア. <u>「発注者指定型」においては、</u>契約後、発注者が図示した「計画工程表」を基に、受発注者間で、工事工程のクリティカルパス等を共有する。</p> <p><u>イ. 「受注者希望型」の受注者は、契約後、速やかに週休2日の取組の希望の有無について、発注者に書面で協議する。</u></p> <p>ウ. 発注者は、工程の変更理由が次の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。</p> <p>① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合</p> <p>② 著しい悪天候により不稼働日が多く発生した場合</p> <p>③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合</p> <p>④ 資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合</p> <p>⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合</p> <p><u>エ. 受注者の積極的な工程管理等により、余裕をもって工事を完成した場合において、工期の短縮変更は行わない。</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(5) 工事成績評定 発注者は、対象期間内の現場閉所（現場休息）の達成状況に応じ、「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（公共建築工事）」の<u>「工程管理A」について評価を行い、「4週6休以上」の達成が確認された場合には、及び「工程管理B」において評価を行う。</u></p> <p><u>(6) その他</u> <u>受注者は、監督職員から配付されるアンケート調査に回答し、工事完成後2週間以内に監督職員に提出する。</u></p>

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>附則 本要領は、令和3年5月1日から適用する。</p> <p>附則 本要領は、令和5年4月1日から適用する。</p> <p>附則 本要領は、令和5年5月1日から適用する。</p> <p>附則 本要領は、令和6年4月1日から適用する。</p>	<p>附則 本要領は、令和3年5月1日から適用する。</p> <p>附則 本要領は、令和5年4月1日から適用する。</p> <p>附則 本要領は、令和5年5月1日から適用する。</p>

新旧対照表



新旧対照表

新	旧
<p style="color: red; font-size: 1.2em;">(削除)</p>	<p style="text-align: right;">【別紙1】</p> <p style="text-align: center;">「週休2日モデル工事の試行対象工事」の発注から工事完成までの実施フロー (受注者希望型の場合)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 90%;"> <p>① 4週8休以上を前提に労務費を補正し工事費を積算する。</p> <p>② 「山口県営繕系工事における適切な工期設定の考え方」に基づき、分離発注工事の施工期間を確保する等、発注工事の工期を設定する。 ※設定工期の妥当性を、類似工事の施工実績や「建築工事通正工期算定プログラム」により算定した工期を参考に確認する。</p> <p>③ 現場説明書(鑑)に「週休2日モデル工事(受注者希望型)の試行対象工事」である旨を明示する。</p> <p>④ 工事発注</p> </div> <div style="width: 5%; text-align: center; background-color: #d9ead3; border: 1px solid black;">工事発注時</div> </div> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">↓</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 90%;"> <p>⑤ 工事契約</p> <p>⑥ 受注者は、契約後、速やかに週休2日の取組の希望の有無について、発注者に書面で協議する。(希望無しの場合は、通常工事の施工となる。)</p> <p>⑦ 受注者は、⑥の協議により決定した、4週6休以上を確保する計画工程表を発注者に提出する。 監督職員は、4週6休以上が確保されていることを確認し、「対象期間の設定」において、対象外とする期間を、受注者との協議により決定する。</p> <p>⑧ 受注者は、計画工程表に基づく4週6休以上の確保の状況を確認できる実施工程表を監督職員に提出する。 監督職員は、提出された実施工程表や出帳帳等により、対象期間内の4週6休以上の確保の状況を確認する。</p> <p>⑨ 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合は、その都度4週6休以上の確保等の状況を確認し、必要に応じて実施工程表の修正を受注者に指示する。</p> <p>⑩ 発注者は、受注者の責によらない理由により、工期の変更が必要になった場合は、適切に工期を変更する。</p> </div> <div style="width: 5%; text-align: center; background-color: #f4cccc; border: 1px solid black;">工事実施時</div> </div> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">↓</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 90%;"> <p>⑪ I. 発注者は、対象期間内において4週8休に満たないものは、その達成状況に応じて労務費補正分を減額する契約変更を行う。 II. 発注者は、4週6休に満たないもの及び工事着手前に週休2日の取組について協議が整わなかったもの(希望無しを含む。)は、労務費補正分を減額する契約変更を行う。(契約締結後における直近の契約変更時に合わせて行う。)</p> <p>⑫ 発注者は、達成状況に応じて「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表」の「工程管理A」について評価を行い、4週6休以上の確保が確認できれば、「工程管理B」において評価する。</p> <p>⑬ 受注者は、発注者からのアンケート調査に回答し、工事完成後2週間以内に発注者に提出する。</p> </div> <div style="width: 5%; text-align: center; background-color: #cfe2f3; border: 1px solid black;">工事完成時</div> </div> </div>